

<人権擁護法案に関するQ & A>

Q 1. 「人権擁護法案」って何? 聞いたこと無いけど?

A 1. 国会に提出されようとしている法案です。ほとんど報道されることの無いまま、3月に可決される予定でしたが、法案に反対する声が多いに、議員・評論家・マスコミ・市民の間に起こり、国会提出が延期され続けています。4/22以降は、少しずつ報道されるようになってきました。読売新聞は4/23の社説で、産経新聞は3/10と4/23の社説で、廃案にすべきであると主張しています。毎日新聞は5/3に紙面で特集を組み、法案の問題点を大きく報道しました。拉致被害者家族会・拉致議連も法案成立に反対する声明を出しています。

Q 2. 人権を擁護することは良いことなのでは?

A 2. 反対派は、人権を擁護することに反対しているわけではありません。法案が、憲法違反の疑いを含めて問題点が多すぎると考えているのです。また、この法案を推進する勢力が、その人権意識や主張が一般の人々の感覚と違和感があるのではと、批判されることが多い団体で占められているのも問題であるとされています。法案成立によって誕生する強力な組織の実権が、こういった勢力によって握られることを危険視する声が高まっています。法案の存在が、逆に人権を侵害し、正常な言論活動を封殺し、かえって差別を助長しかねないといわれています。

Q 3. 普通に生活するのに影響はないのでは?

A 3. 「人権侵害」の基準は、人権委員会の判断に大きくゆだねられます。ある日突然、身に覚えの無い事で「調査」され、「人権侵害者」として氏名を全国に公表されるかもしれません。たとえ冤罪だったとしても、法的・社会的に損害を回復するには大変な困難が待っています。

<公開されている人権擁護法案からは次のような事実が分かります>

- ◎法案によって誕生する人権委員会は、司法から極めて高い独立性を維持する
- ◎「人権侵害とは、不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいう。」
(法案第二条) という拡大解釈可能な曖昧な基準を根拠として活動する
- ◎頂点に立つ人権委員(5名)と、その手足となる無給の人権擁護委員(2万人)は、採用試験などがなく、時の権力者の判断によって任命され、政治的中立性が保証されず、また、採用基準に国籍条項がない
- ◎裁判所の令状なしに、出頭要求・家宅捜査・資料押収が可能であり、従わないものは人権侵害者として全国に公表される
- ◎日常での何気ない一言や、ネットでの書き込みが人権侵害と判断されかねない
- ◎多くの点で憲法違反の疑いが強い

人権擁護法案反対運動応援ブログ ビラ配りまとめサイト

<http://blog.livedoor.jp/mikannkajitu/>

人権擁護法案・要綱(法務省サイト公開)

<http://www.moj.go.jp/HOUAN/JINKENYOUGO/refer01.html>

<http://www.moj.go.jp/HOUAN/JINKENYOUGO/refer02.html>

<http://www.moj.go.jp/HOUAN/JINKENYOUGO/refer03.html>

**インターネットで 人権擁護法案 を検索してみてください
多くの情報があり、様々な議論が行われていることが分かります
政治の世界で行われている事を国民が知ることは、民主主義の基本です!**